

日 薬 発 第 152 号
令和 4 年 9 月 14 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫
(会 長 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種・検体採取の担い手検討会の
報告書のとりまとめについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 8 月 23 日、31 日に厚生労働省において「新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を確保するための対応の在り方等に関する検討会」(以下、検討会)が開催され、本会はオブザーバーとして参加しました。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、薬剤師は、集団接種等の会場におけるワクチンの調製・シリンジへの充填作業をはじめ、予診のサポートやワクチン接種後の経過観察等の役割を担っておりますが、今後、薬剤師によるワクチン接種が必要になった際に即座に対応することができるよう、本会では「薬剤師のための予防接種研修プログラム」を作成して、全国での講義・研修の継続的な取り組みをお願いしてきたところです(令和 3 年 11 月 16 日付け日薬発第 193 号ほか)。

このような状況を踏まえ、本会は検討会でのヒアリングにおいて、ワクチン接種の担い手に関する考え方について、有事に「本来ワクチン接種の打ち手となる職種による対応が厳しい場合等極めて限定的な場合」には、薬剤師が「地域」でワクチン接種の担い手として対応できる余地があり、本来の業務を実施したうえで、国の要請に応じて打ち手としての対応を行っていく旨を主張しました(別添 1)。

検討会としての最終的な報告書(別添 2)では、薬剤師について、新型コロナウイルス感染症よりも感染力が高い感染症等が発生し、他業務との兼ね合いでワクチン接種等を行うことができない状況も想定され、その状況に応じた対応が求められること

が考えられるため、「今般の対象とならなかった薬剤師等も含めて、こうした状況が生じた場合の対応を考えていくことが重要である」と記載されました。

本会といたしましては、今回のとりまとめを踏まえ、今後も引き続き、緊急時や有事に備えた対応への取り組みとして、薬剤師によるワクチン接種が必要になった際に即座に対応できることが重要であると考えております。そのためにも、今後も薬剤師のためのワクチン接種研修プログラムの積極的な取り組みについてご理解を賜りますとともに、講義・研修の継続的な実施を進めていただきたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

別添1. 薬剤師がワクチン接種の担い手としての役割りを担うことについて（令和4年8月23日、日本薬剤師会）

別添2. 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を確保するための対応の在り方等に関する検討会（報告書）（令和4年9月4日、厚生労働省）

薬剤師がワクチン接種の担い手としての役割りを担うことについて

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を確保するための対応の在り方等に関する検討会（ヒアリング提出資料）

令和4年8月23日

日本薬剤師会

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved.



目次

1、薬剤師が接種の担い手として浮上した経緯・・・	3
2、予防接種研修プログラムについて・・・	4, 5
3、大学教育課程での取り組み・・・	6, 7, 8, 9
4、意見・・・	10, 11

薬剤師が接種の担い手として浮上した経緯

○1日100万回接種の目標を掲げ、2021年4月中旬から高齢者接種が全国で開始。更にこの頃からワクチン接種のスピードアップを実現するための課題として、「ワクチン接種の打ち手」の医療従事者の確保に焦点が移った。



○政府内で薬剤師によるワクチン接種を検討する動きが加速し、河野国務大臣は5月18日の閣議後会見で、医師や看護師、歯科医師で打ち手を確保できない場合に薬剤師を接種の担い手に加えることを検討対象とする考えを示した。



○また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会（令和3年5月31日開催）においても薬剤師によるワクチンの接種については、「今後の接種の進捗状況を見つつ、必要に応じて検討」とされた。



○本会では、昨今の社会情勢に鑑み、薬剤師によるワクチン接種が必要になった際、即座に対応することができるよう、薬剤師のための予防接種研修プログラムを策定。

予防接種研修プログラムについて

「薬剤師のための予防接種研修プログラム」開催要領

→都道府県薬剤師会が開催する研修プログラムの内容・方法について規定

研修内容

- I. 講義
 - (1) ワクチンに関する基礎知識（副反応に関する内容も含む。）*
 - (2) 緊急時対応の基礎
 - (3) ワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識*
 - (4) ワクチン接種の実際（接種時の注意点を含む）*
 - (5) ワクチンのアナフィラキシーとその対応等*→各項目ごとにポストテストを実施

- II. 実技研修
 - (6) ワクチン接種の実技研修*
 - ワクチン接種全体の流れ
 - ワクチン接種における安全配慮
 - 筋肉注射の実際
 - シミュレータを用いた実技
 - 修了証授与

※歯科医師、臨床検査技師、救急救命士に求められている研修と同様

予防接種研修プログラムの実施状況

「薬剤師のための予防接種研修プログラム」開催要領の提供について（日薬発第193号）都道府県薬から現在までの報告。

下記の1都1府6県の薬剤師会で開催され、講義修了者は564名、このうち実技まで修了した者は計411名であった。（令和4年8月22日時点）

研修会を実施した都道府県薬剤師会の修了者数

	講義修了者	実技修了者
秋田県薬剤師会	148	--
東京都薬剤師会	97	97
静岡県薬剤師会	20	20
三重県薬剤師会	38	38
大阪府薬剤師会	118	118
広島県薬剤師会	56	51
福岡県薬剤師会	39	39
熊本県薬剤師会	48	48
計	564	411

【参考】静岡新聞（2022/2/24 朝刊）



大学教育課程での取り組み

薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年改訂版：現行）

D 衛生薬学

D1 健康

(2) 疾病の予防 【②感染症とその予防】

4. 予防接種の意義と方法について説明できる。

E 医療薬学

E5 製剤化のサイエンス

(2) 製剤設計 【①代表的な製剤】

4. 注射により投与する製剤の種類とその特性について説明できる。

F 薬学臨床

(2) 処方せんに基づく調剤 【③処方せんに基づく医薬品の調製】

14. 注射処方せんに従って注射薬調剤ができる。（技能）

16. 注射剤（高カロリー輸液等）の無菌的混合操作を実施できる。（技能）

(3) 薬物療法の実践 【③処方設計と薬物療法の実践（処方設計と提案）】

4. 前) 皮下注射、筋肉内注射、静脈内注射・点滴等の基本的な手技を説明できる。

大学教育課程での取り組み

薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）素案

E 衛生薬学・公衆衛生薬学

E-4 健康を脅かす感染症の予防と蔓延の防止

E-4-1 感染症の予防

<学習目標>

- 4) ワクチンの種類と適用できる感染症、有効性・副反応、予防及び蔓延防止における効果に関して、これまでの知見や最新の科学的根拠に基づいて解析し、説明する。
- 7) ワクチン接種等、個々の感染症に対する予防法・予防策の運用を適切にコーディネートし、副反応が生じた際に適切に対応する。
- 8) 修得した知識・技能、有効な予防法・予防策を、人の健康に係る保健衛生上、公衆衛生上の他の課題の解決に向けて応用する。

大学教育課程での取り組み

- ・ 六年制課程を有するほとんどの大学でフィジカルアセスメントの実習が導入されており、一部の大学ではワクチン接種手技に係る教育も行われている。
- ・ 令和4年5月、日本私立薬科大学協会は加盟大学に対し、注射手技の実習を取り入れることへの協力を要請しており、今後導入する大学は増加すると考えられる。



2022年5月 シミュレータを用いた接種手技の実習の様子
(帝京平成大学薬学部 4年生必修科目)



2022年5月2日 熊本日日新聞 P.19

大学教育課程での取り組み

- 予防接種以外に、注射・点滴の手技、採血手技の実習を導入している大学もある
- 以下は昭和大学薬学部における実習及び評価（アドバンストOSCE）の様子（参考文献 YAKUGAKU ZASSHI 133(2), 231-241, 2013)



有事の際に、薬剤師がワクチン接種の打ち手としての役割りを担うことについて（意見1/2）

- 今後の感染症対応にあたっては、より毒性・感染性の高い変異株の登場を想定し、備えておくことが重要であり、ワクチン接種においてもスピード感をもって実施する必要がある。
- 感染者・重症患者の増加により、新型コロナウイルスの第7波をはるかに超える入院等の医療崩壊の危機が起きれば、医師・看護師は治療に専念することが求められる。また、ワクチン接種の打ち手として対応する職種は病院従事のケースも多いため、医療崩壊時には人員が限られている。
- 有事のために病院が逼迫している状況の中、「本来ワクチン接種の打ち手となる職種による対応が厳しい場合等極めて限定的な場合」において、薬剤師が「地域」でワクチン接種の担い手として対応できる余地はあると考える。

有事の際に、薬剤師がワクチン接種の打ち手としての役割りを担うことについて（意見2/2）

- ▶ ただし、その際には、全ての薬剤師が打ち手の候補となるのではなく、必要な実務研修等を継続的に実施する等により、打ち手として必要な訓練を行っている薬剤師に限り対応することを想定しており、これまで本会および都道府県薬剤師会として必要な研修を整備・実施しているところ。
- ▶ 薬剤師としては、当然、薬剤の調製や監査等、本来業務として必要な対応を実施した上で、要請に応じて打ち手としての対応を行うものであると考えている。
- ▶ あくまでも「緊急時」「有事」であることや、医療崩壊リスクに対応するために、可能な範囲で幅広に対応できる医療従事者を確保しておく必要があると考える。

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を
確保するための対応の在り方等に関する検討会
報告書（案）

令和 4 年 8 月 31 日
新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体
採取の担い手を確保するための対応の在り方等に関する検討会

1. 背景

- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種や検体採取（以下「ワクチン接種等」という。）については、各自治体において、ワクチン接種等を更に迅速かつ円滑に進めることが求められてきたところである。
- 具体的には、これまで、ワクチン接種等のための筋肉注射や鼻腔・咽頭拭い液の採取の担い手の確保等について検討を行ってきたところ、令和2年4月27日に歯科医師によるPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取、令和3年4月26日に歯科医師によるワクチン接種のための筋肉注射、同年6月4日に臨床検査技師及び救急救命士によるワクチン接種のための筋肉注射について、必要な医師又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師（以下「看護師等」という。ただし、鼻腔・咽頭拭い液の採取については臨床検査技師を含む。）の確保ができない等の一定の条件下であれば、これらの者が、筋肉注射や鼻腔・咽頭拭い液の採取を実施することは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、医師法（昭和23年法律第201号）第17条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられる旨、示してきたところである。
- こうしたことを踏まえ、歯科医師等にワクチン接種等に参画していただいたところである。また、薬剤師においては、歯科医師等がワクチン接種を行ってもなお担い手が不足する場合に備えて、ワクチン接種に係る研修に取り組んでいただいたところである。このような医療関係職種の多大なる御尽力に対して、敬意を表する。
- 一方、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議（令和4年6月15日）では、感染症危機時におけるワクチン接種等の担い手の確保の必要性が提言されており、また、新型コロナウイルス感染症対策本部（令和4年6月17日）においても、今後の新たなパンデミックに備えた、ワクチン接種等の担い手確保のための枠組みの創設の方向性が示されているところである。
- 本検討会では、これらを踏まえ、各医療関係職種について、普段実施している業務や専門性を勘案して、感染症発生・まん延時におけるワクチン接種のための注射や検体採取のための鼻腔・咽頭拭い液の採取（以下「感染症発生時等におけるワクチン接種等」という。）の担い手を確保するための対応の在り方等について検討した。本報告書は、医師や看護師等以外の者が感染症発生時等におけるワクチン接種等を行うことに関する考え方について、とりまとめるものである。

2. 各医療関係職種へのヒアリングについて

- 感染症発生・まん延時におけるワクチン接種等の担い手を確保するための対応の在り方等について検討するに当たっては、各医療関係職種に対して、人体への注射の実施状況等について、ヒアリングを実施した。
- ヒアリング事項は、主に、人体への注射・採血、薬剤に係る副反応への対処、臨床現場での薬剤の取扱い及び鼻腔や咽頭周囲の治療について、①教育課程の中で基本的な教育を受けているか、②普段の業務のなかで、実施している状況であるか（実施する頻度はどれくらいか）とし、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本診療放射線技師会、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人日本理学療法士協会、一般社団法人日本作業療法士協会、公益社団法人日本臨床工学技士会、一般財団法人救急振興財団救急救命東京研修所教授及び一般社団法人日本言語聴覚士協会からヒアリングを実施したところである。

3. ワクチン接種や検体採取の担い手の確保等のための方策について

- 感染症発生・まん延時には、ワクチン接種、検体採取のみならず、救急搬送、診療・リハビリテーションの提供等について、それぞれの職種が本来の業務を担うことが重要である。また、ワクチン接種全体を円滑に進める上では、ワクチン接種のための注射のみならず、予診、薬液の充填、副反応への対応などの接種事業全体の人材確保を進め、その上で、各医療関係職種がその専門性を十分に発揮することが重要である。
- 検体採取については、発生当初と異なり、唾液等による自己採取による検査が可能となったことや、医師や看護師等だけでなく、臨床検査技師も業として実施できることから、新型コロナウイルス感染症対応においては、歯科医師による実施は限定的であった。
- 今後の感染症発生・まん延時において、医師や看護師等が感染者の診療等を提供するために、ワクチン接種、検体採取について、十分に担い手を確保することが困難となった場合において、医師との連携のもと、これらの業務を担う者を確保するための取組を進めることが重要である。
- 各医療関係職種へのヒアリング結果も踏まえ、①医師や看護師等以外の者が感染症発生時等におけるワクチン接種等を行うことの是非、②どのようなプロセスを経れば、医師や看護師等以外の者がこれらの業務の担い手となり得るかについて、以下のとおり整理する。
- 医師や看護師等以外の者が感染症発生時等におけるワクチン接種等を行うことの是非については、医療安全の観点を踏まえると、これらの行為に関して、基本的な教育を受けており、かつ、実際にこの業務を行う上での技術的基盤を有していることが重要である。具体的には、ワクチン接種のための注射については、人体への注射・採血を行っていることが重要であるとともに、検体採取のための鼻腔・咽頭拭い液の採取については、口腔と連続する領域である鼻腔や咽頭周囲の治療に関わっている職種とすることが望ましい。このため、これらの行為に関する知識・技能を有している以下の者を感染症発生時等におけるワクチン接種等の担い手の対象とすることが適当である。
 - ・ ワクチン接種のための注射

【歯科医師】その養成課程において、注射に関する基本的な教育を受けており、また、口腔外科や歯科麻酔の領域では実際に注射を行っている。

【臨床検査技師】その養成課程において、静脈からの採血に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っている。

【救急救命士】その養成課程において、救急救命処置として、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保と輸液、エピネフリン等の薬剤の投与等に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っている。

【診療放射線技師】その養成課程において、人体に対する照射又は画像診断装置を用いた検査のための静脈路確保、造影剤等の投与や抜針・止血等に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っている（※）。

【臨床工学技士】その養成課程において、生命維持管理装置を用いて行う治療のための静脈路確保、薬剤の投与や抜針・止血等に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っている（※）。

※ 診療放射線技師と臨床工学技士については、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）附則第13条及び第15条に規定する研修を行った場合又は、診療放射線技師については令和6年4月1日、臨床工学技士については令和7年4月1日後に免許を受けた者（同日前に国家試験に合格した者を除く。）を想定。

・ PCR検査等のための鼻腔・咽頭拭い液の採取

【歯科医師】その養成課程において、感染症対策や口腔領域の構造、検体検査についての教育を受けており、また、口腔領域に加え、口腔と連続する領域である鼻腔や咽頭周囲の治療を行っている。

○ また、どのようなプロセスを経れば、歯科医師、臨床検査技師、救急救命士、診療放射線技師及び臨床工学技士（以下「歯科医師等」という。）が感染症発生時等におけるワクチン接種等の担い手となり得るかについては、有事の際の特例的な対応であることを踏まえると、以下のとおりとすることが適当である。

・ まずは、感染症発生時等におけるワクチン接種等を行うことができる医師や看護師等が対応を行い、その上でもなお、これらの業務の担い手の確保が困難と見込まれる場合に、歯科医師等が対応すること。

・ 歯科医師等については、一定の研修を受けた上で、感染症発生時等におけるワクチン接種等を行うこと。

4. 今後の課題について

○ まずは、上記3の対応が求められる一方で、今後、新型コロナウイルス感染症よりも感染力が高い感染症等が発生し、他業務への対応との兼ね合いでワクチン接種等を行うことができない状況も想定され、その状況に応じた対応が求められることが考えられる。

○ このため、今般、感染症発生時等におけるワクチン接種等の担い手の確保のための枠組みを創設したことの効果等の評価を行った上で、感染症を取り巻く様々な状況も考慮しつつ、今般の対象とならなかった薬剤師等も含めて、こうした状況が生じた場合の対応を考えていくことが重要である。